

有効期間満了日 令和9年3月31日

熊警第970号

令和5年12月8日

熊本県警察職員の育児休業及び配偶者同行休業に伴う任期付職員の採用等の取扱いについて（通達）

熊本県警察職員の育児休業及び配偶者同行休業に伴う任期付職員の採用等の取扱いについては、別添「熊本県警察職員の育児休業及び配偶者同行休業に伴う任期付職員採用等取扱要領」のとおり定め、本日から運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

別添

熊本県警察職員の育児休業及び配偶者同行休業に伴う任期付職員採用等 取扱要領

第1 趣旨

この要領は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第6条第1項第1号及び熊本県職員等の配偶者同行休業に関する条例（平成26年熊本県条例第50号。以下「配偶者同行休業条例」という。）第9条第1項第1号の規定により任期を定めて採用する職員（以下「育児休業等任期付職員」という。）の選考及び採用に関する取扱いについて定める。

第2 育児休業等に伴う臨時的任用及び任期付採用の運用区分

育児休業又は配偶者同行休業する職員の業務を処理するため代替要員を任用する必要があると認められる場合の代替措置は、原則として、当該育児休業に係る請求期間のうち1年以下の部分にあっては育児休業法第6条第1項第2号の規定による臨時的任用により、当該配偶者同行休業に係る請求期間のうち1年以下の部分にあっては配偶者同行休業条例第9条第1項第2号の規定による臨時的任用（以下「育児休業等代替臨時的任用職員」という。）によるものとし、当該請求期間のうち1年を超える部分にあっては育児休業等任期付職員によるものとする。

第3 選考対象者

育児休業等任期付職員は、原則として、現に育児休業等代替臨時的任用職員として任用されている者の中から選考する。ただし、育児休業等代替臨時的任用職員として任用される期間を経ることなく育児休業等任期付職員として採用する必要がある場合は、別に実施する育児休業等任期付職員採用試験の合格者の中から選考するものとする。

第4 選考方法等

- 1 所属長は、職員の育児休業及び配偶者同行休業の取得に伴い、新たに育児休業等任期付職員の採用を希望する場合は、育児休業等任期付職員採用申請書（別記様式第1号）により、警察本部警務課長を經由して警察本部長に申請するものとする。
- 2 育児休業等任期付職員は、育児休業の請求があった都度、個別選考するものとする。

3 育児休業等任期付職員の選考は、原則として書類選考により行うものとする。

4 育児休業等任期付職員の選考に際しては、選考対象者が育児休業等代替臨時的任用職員として現に勤務している者であるときは、あらかじめ次の(1)から(3)までに掲げる書類を当該選考対象者から提出させるものとする。

なお、選考対象者が育児休業等代替臨時的任用職員として任用される期間を経ることなく育児休業等任期付職員として採用する者であるときは、あらかじめ次の(1)から(5)までに掲げる書類を当該選考対象者から提出させるものとする。

(1) 履歴書

(2) 任用しようとする職に必要な資格・免許等の写し

(3) 在職証明書

(4) 健康診断書

(5) 住民票（本籍地記載のもの）

第5 採用等

育児休業等任期付職員の採用の条件、手続等は、次のとおりとする。

1 採用する職は、主事・技師及びこれに相当する職（熊本県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和26年熊本県条例第2号）において適用する行政職給料表に規定された等級別基準職務表の最下級の職）とする。

2 任期は、代替される職員の育児休業又は配偶者同行休業の期間を上限とする。

3 育児休業等任期付職員を採用する場合の採用手続は、警察本部警務課において行う。

4 育児休業等任期付職員を採用する場合は、採用する者に対し、人事異動通知書（別記様式第2号）その他の方法により通知するものとする。

※ 別記様式（略）